

平成28年5月24日  
東北電力株式会社

**小型無人機等飛行禁止法による  
当社原子力発電所敷地および周囲上空における飛行の禁止について**

「小型無人機等飛行禁止法<sup>※1</sup>」に基づく対象原子力事業所として、平成28年5月23日、当社の女川原子力発電所および東通原子力発電所が指定されました。

これにより、当該発電所敷地およびその周囲概ね300メートルの地域の上空における小型無人機等（ドローン等）の飛行が禁止<sup>※2</sup>されましたので、お知らせいたします。

なお、上記法律に基づく適用除外のため、飛行に係る当社の同意を得る場合は、下記の連絡先までご連絡をお願いいたします。

**※1**

「国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」

**※2**

罰則：1年以下の懲役または50万円以下の罰金

以上

**【連絡先】**

東北電力株式会社 本店原子力部（代表 022-225-2111）

**【参 考】**

小型無人機等飛行禁止法に係る詳細については、警察庁ホームページを参照願います。

<http://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/index.html>